

自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を
実施する場合の取扱い

平成15年4月15日
改正 平成19年6月12日
改正 平成23年3月29日
改正 平成25年3月21日
最終改正 平成26年5月13日
日本公認会計士協会

1. はじめに

平成14年10月30日に公表された「金融再生プログラム」において、主要行の資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、行政の強化の方針が示された。その「3. 新しい金融行政の枠組み (2) 自己資本の充実」において、金融機関の自己資本について、資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るための施策が示され、一つの施策として自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を「外部監査」の対象とすることが盛り込まれた。なお、ここでいう「外部監査」は、金融検査マニュアルでいうところの「外部監査」を意味しており、会計監査人による財務諸表監査に限定されるものではないことに留意が必要である。

金融行政において自己資本比率の算定に関する管理体制の強化が求められる中、当協会は、平成15年4月15日付けで業種別監査委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」を公表し、自己資本比率の算定に関して公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う業務の取扱いについて整理を行った。

その後、バーゼル銀行監督委員会による自己資本比率規制（いわゆるBIS規制）の見直しに伴い、平成18年3月27日に「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）（以下「告示」という。）が公表されたことなどにより、金融機関の自己資本比率の算定に係る環境が大きく変わってきた。これを受け、当協会は、金融機関からの依頼による自己資本比率の算定に係る調査業務の取扱いについて再整理し、平成19年6月12日付けで業種別委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」として公表した。

さらに、当協会は、平成21年7月1日付けで公表した監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」に示されている合意された手続に係る事項との整合性を図ることなどを目的として、所要の見直しを行い、平成23年3月29日付けで業種別委員会実務指針第30号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」として公表した。

平成24年3月30日付けで、資本水準の引き上げ、資本の質の向上及びリスク捕捉の強化等（バーゼル 合意）を目的として、告示が一部改正され、国際統一基準行に関する規定が見直されたことにより、新たなリスクの測定、適格要件の変更及び経過措置の段階適用等から、自己資本比率の算定過程はますます複雑なものとなった。これを受けて、告示の改正内容と平仄を合わせるため、当協会は平成25年3月21日付けで本指針を改正し、国際統一基準行用、国内基準行用、それぞれの文例を示した上で、金融機関が着目することが想定される管理要点の例示等の見直しを行った。

その後、国内基準行についても、新しい国内基準に係る告示の一部改正が平成25年3月8日付けで公表され、平成26年3月31日から適用されることとなったことから、当協会は、本指針について告示の改正内容に合わせて所要の見直しを行った。

2．本指針の目的

本指針は、自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務（以下「自己資本比率に関する調査業務」という。）を実施する場合の取扱いを明らかにするものである。

なお、【文例2】及び【文例3】はあくまでも記載例にすぎず、したがって、そこに記載されている管理要点は例示であり、実際に実施する手続の対象となる管理要点は、金融機関が自己資本比率の算定の正確性の観点から当該金融機関固有の事情を考慮した上で自ら決定し、業務を実施する公認会計士等との契約により合意するものであることに留意する（7.(3)参照）。

3．自己資本比率に関する調査業務

自己資本比率に関する調査業務は、金融機関と合意した範囲において、当該金融機関と合意された手続を実施し、その結果を報告する業務であり、合意された手続を実施した結果を報告することにより、金融機関が自己資本比率の算定に係る内部管理体制を健全かつ適切なものに改善、維持する一助とするために実施するものである。すなわち、業務を実施する公認会計士等が自己資本比率又はその算定に係る内部管理体制に保証を与えるものではなく、金融機関が自らの責任において、当該業務の報告書をもって自己資本比率算定の適正性確保や自己資本の質的充実に向けた経営管理に資することを期待するものである。

4．自己資本比率に関する調査業務の調査対象

自己資本比率に関する調査業務の調査対象は、金融機関が自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性を評価する上で金融機関が有用と判断した業務プロセスの一部であることに留意する必要がある。

5．自己資本比率に関する調査業務に係る業務実施者の責任

自己資本比率は自己資本比率規制上の計数であり、告示等の法令等を遵守して金融機関が算定するものである。

また、合意された手続による調査業務は自己資本比率そのものの適正性について意見を表明するものではなく、当該計数の信頼性確保を目的とした内

部管理体制の有効性について意見を表明するものでもない。したがって、金融機関による当該法令等の遵守性について公認会計士等が保証を与えているかのような誤解を招かないよう、厳に注意して業務を実施しなければならず、合意された手続を実施した結果のみを金融機関に報告するものとする。

業務実施者である公認会計士等の責任は、金融機関の依頼を受けて契約を締結した調査手続を実施せずに虚偽の内容の報告書を作成した場合、調査事項について内部管理体制の逸脱等を発見したにもかかわらずそれを報告しなかった場合、又は報告書の作成を承諾したにもかかわらずその作成を怠った場合等において生じるものである。

なお、業務実施者が、金融機関から依頼された調査事項の一部又は全部について、調査手続実施上の過重な負担が係ること又は実施結果に関して過重な責任を負うことになると判断した場合は、本指針の趣旨を斟酌して、実施可能な調査手続の内容について、金融機関との間で合意を得ておかなければならない。なお、合意された手続の適切性及び充分性に関する責任は金融機関が有する。この合意が得られず、その結果として業務実施者が過重な負担又は責任を負うことになると判断した場合は、当該事項に関する調査の引受けをしてはならない。

6．自己資本比率に関する調査業務の一般基準

(1) 経営者確認書の入手

自己資本比率の算定に係る業務プロセスの一部を調査対象とした場合、調査業務の結果が相当程度において金融機関からの情報提供に依存すると想定されることから、自己資本比率に関する調査業務の契約を締結する公認会計士等は、(2)に掲げる事項について、委嘱者である金融機関の経営者から書面（経営者確認書）をもって確認しなければならない。

なお、経営者確認書は、確認事項についての適切な責任と知識を有する経営者、例えば、最高経営責任者若しくは最高財務責任者又はこれらの役職と同等の者に対して要請する。

(2) 経営者確認書の記載事項

業務実施者である公認会計士等は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

自己資本比率の算定に係る内部管理体制を構築し、運用する責任は経営者にあることを承知している旨

当該内部管理体制の整備、運用に当たってよって立つ基準の選択とその基準としての適合性について責任を負っている旨

当該基準に照らして整備、運用を行っている旨

受嘱者から要請のあった本件業務に関する全ての資料、情報（監督当局からの通告・指導等を含む。）は受嘱者に提供した旨

自己資本比率に関する調査業務の調査対象は、金融機関が自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性を評価する上で金融機関が有用と判断した業務プロセスの一部であり、関連する内部管理体制全般を対象とするものではないことを認識している旨

自己資本比率に関する調査業務は、財務報告に係る内部統制の評価と異なるものであり、また、自己資本比率そのものの適正性について何ら意見

を表明するものではないことを認識している旨

合意された調査手続の適切性及び十分性に関する責任は経営者にあることを承知している旨

上記の確認事項に加えて、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、経営者と協議の上、当該事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

(3) 経営者確認書の日付

経営者確認書の日付は、調査業務の実施結果報告書の日付より後であってはならない。

7. 自己資本比率に関する調査業務の実施事項

(1) 契約書の記載事項

自己資本比率に関する調査業務を実施する場合には、下記に関して金融機関と公認会計士等との間で合意された事項を契約書で明確にしなければならない。

委嘱者（金融機関）名及び受嘱者（公認会計士等）名

業務の性格（合意された手続による調査業務はいかなる結論の報告も、また保証の提供もしないこと。）

業務の目的（自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性について、委嘱者とその内部管理体制を評価し、維持改善することの補助を目的とすること。）

業務の対象範囲（実施基準日の特定を含む。）

実施する手続について両者が合意した旨

受嘱者の責任

内部管理体制の整備・運用基準

自己資本比率に関する調査業務の実施事項

経営者確認書の提出

実施する手続

業務担当者又は担当者の資格別若しくは職位別人数、業務日程及び業務報酬

実施結果報告書の内容

実施結果報告書で想定される除外事項

実施結果報告書の利用者の限定

受嘱者への協力事項

外部の専門家の利用（必要がある場合）

その他必要と考えられる事項

(2) 自己資本比率に関する調査業務の対象範囲

自己資本比率の算定に関する業務プロセスは金融機関の組織全体にわたっているため、質問、文書の閲覧等により自己資本比率に関する調査業務を実施する際の関係部署を、あらかじめ契約時に明確にする必要がある。実施基準日については、自己資本比率の性質上、原則として決算日とする。

(3) 自己資本比率に関する調査業務の実施手続

自己資本比率に関する調査業務の性質上、実際に実施する手続は金融機関と担当する公認会計士等との間の契約により個別に決定されるものである。当該理解を前提とした上で、自己資本比率に関する調査業務を実施する場合の参考として、本指針では金融機関が自己資本比率に関する調査業務を依頼するに当たって着目することが想定される管理要点を、「【文例2】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務の実施結果報告書の添付資料（国際統一基準行）」及び「【文例3】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務の実施結果報告書の添付資料（国内基準行）」として挙げた。

8. 自己資本比率に関する調査業務の報告基準

(1) 調査報告書

自己資本比率に関する調査業務を実施する場合には、本指針の「【文例1】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務の実施結果報告書」に準じた報告書をもって委嘱者に報告を行うものとする。

なお、「【文例2】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務の実施結果報告書の添付資料（国際統一基準行）」及び「【文例3】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務の実施結果報告書の添付資料（国内基準行）」は、【文例1】の実施結果報告書に添付の上、その一部として取り扱われることを前提とした場合の形式を掲載したものであるため、それぞれ【文例1】と併せることで、一つの報告書を構成することとなる。

また、【文例2】又は【文例3】に示した「手続を実施した結果」欄においては、調査により判明した事実のみを記載するものであり、総括的手続結果を付してはならない。例えば、「対象事項が、適用される規定に準拠していないと信じさせる事項は認められなかった。」といった消極的な保証形式の記載もすることはできないことに留意する。

(2) 報告書の利用制限

自己資本比率に関する調査業務の実施結果報告書は、委嘱者である金融機関以外の第三者に開示してはならない。

ただし、金融機関が監督当局等に対して、当該報告書をもって自らの経営責任の遂行状況を説明しようとする場合まで提出を制限するものではない。

(3) 銀行法第21条及び第52条の29に基づく説明書類での言及

上述のとおり、自己資本比率に関する調査業務の実施結果報告書は対外的に開示されるものではない。ただし、金融機関は、銀行法第21条及び第52条の29に基づく説明書類（いわゆる「ディスクロージャー誌」）において、自己資本比率の計表とともに、自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨を記載することとされている（銀行法施行規則第19条の2、同施行規則第19条の3及び同施行規則第34条の26）。その場合は、以下に示す事項を併せて記載し、財務諸表監査との混同を招かぬようにすることを条件に、当該公認会計士等は金融機関に対して自己資本比率に関する調査業務を受けた旨の記載を行うことに同意を与えることができるものとする。

本業務は連結財務諸表又は財務諸表の会計監査の一部ではない旨

本業務は自己資本比率そのものや自己資本比率の算定に係る内部管理体制について意見を表明するものではなく、金融機関が必要と認めた自己資本比率の算定に係る内部管理体制の一部についての調査業務を公認会計士等が実施し、金融機関に対しその結果を報告するものである旨

さらに、金融機関が任意でディスクロージャー誌に相当するものに記載をすることを望む場合についても同様とする。

なお、ディスクロージャー誌等への当該記載に同意するに当たっては、そのときまでに自己資本比率に関する調査業務が終了し、その報告書が委嘱者である金融機関に提出済みであることが前提となるので、実施計画時に開示スケジュールにも注意を払う必要がある。

また、記載につき同意を与える場合、記載対象のディスクロージャー誌等は、調査対象範囲の金融機関のものに限られる。

9. 適用

- (1) 本報告は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度の業務報告書における自己資本比率の算定に関する内部管理体制に対して、実務指針に定める「合意された調査手続業務」を適用するとした上での当面の取扱いを定めたものである。今後、自己資本比率の算定に関する欧米での取組みの動向や、金融監督当局等での検討を踏まえ、改善を求められる点があれば適宜、本報告の内容も見直していく予定である。
- (2) 「業種別監査委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」の改正について」（平成19年6月12日）は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度及び中間会計期間に係る自己資本比率の算定に関する調査業務から適用する。なお、同日前に開始する事業年度及び中間会計期間に係る自己資本比率の算定に関する調査業務から適用することを妨げない。
- (3) 「業種別委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の改正について」（平成23年3月29日）は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度及び中間会計期間に係る自己資本比率の算定に関する調査業務から適用する。なお、同日前に開始する事業年度及び中間会計期間に係る自己資本比率の算定に関する調査業務から適用することを妨げない。
- (4) 「業種別委員会実務指針第30号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の改正について」（平成25年3月21日）は、平成25年3月31日以後に終了する事業年度及び平成25年4月1日以後に開始する中間会計期間に係る自己資本比率の算定に関する調査業務から適用する。
- (5) 「業種別委員会実務指針第30号「自己資本比率の算定に関する合意された

手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の改正について」（平成26年5月13日）は、平成26年3月31日以後に終了する事業年度及び平成26年4月1日以後に開始する中間会計期間に係る自己資本比率の算定に関する調査業務から適用する。

以 上

【文例 1】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務
の実施結果報告書

自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務の実施結果報告書

平成×年×月×日

株式会社 銀行
取締役会 御中

〇〇監査法人
代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
(注1)

当監査法人(注2)は、株式会社 銀行(以下「貴行」という。)からの依頼に基づき、平成×年×月×日における貴行の自己資本比率の算定に関して、貴行との間で合意された手続(以下「合意された手続」という。)を実施した。合意された手続の業務対象及び内容は、本報告書の添付資料に記載したとおりである。

当監査法人(注2)は、業種別委員会実務指針第30号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」に準拠して合意された手続を実施した。合意された手続は、自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性について、貴行がその内部管理体制を評価し、維持改善することを補助するためにのみ実施したものである。

合意された手続を実施した結果は、本報告書の添付資料に記載したとおりである。

合意された手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、当監査法人(注2)は、平成×年×月×日の現在の貴行の自己資本比率についていかなる結論の報告も、また保証も提供しない。もし、当監査法人(注2)が調査業務の範囲を更に拡大した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。

なお、この報告書は平成×年×月×日現在の貴行の自己資本比率に関して貴行のために作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、貴行以外への配布もしてはならない。また、この報告書は平成×年×月×日現在の自己資本比率の算定に関するものであり、貴行の全体としてのいかなる財務報告又はこれに係る内部統制にも言及するものではない。

貴行と当監査法人又は代表社員及び社員(注2)の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、以下とする。

公認会計士事務所
公認会計士 印
公認会計士事務所
公認会計士 印

(注2) 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

**【文例 2】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務
の実施結果報告書の添付資料（国際統一基準行）**

調査対象金融機関及び手続実施関係部署

調査対象金融機関	手続実施関係部署
株式会社 銀行持株会社	[部署名]（注 手続実施に関係した部署全て）
株式会社 銀行	[部署名]（注 手続実施に関係した部署全て）
株式会社 信託銀行	[部署名]（注 手続実施に関係した部署全て）

実施した調査手続の内容及び実施結果

1．経営陣による監視と管理重視の企業風土

（管理要点）

銀行持株会社及び傘下各銀行子会社の経営者は、自己資本比率の重要性を認識し、組織としてその正確な把握に資する体制、制度や組織風土作りを行っている。

（実施した手続）

[実施した手続の内容]

（手続を実施した結果）

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

2．リスクの認識及び評価

（管理要点）

銀行を取り巻く経営環境の変化や自らの新たな事業が、自己資本比率に及ぼす影響を検討している。

（実施した手続）

[実施した手続の内容]

（手続を実施した結果）

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

3．管理業務と職責の分離

（管理要点）

自己資本比率の算定担当部署が規程等により明確化されている。

（実施した手続）

[実施した手続の内容]

（手続を実施した結果）

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

4．情報とコミュニケーション

(管理要点)

担当部署は、自己資本比率に関する告示の内容を理解している。また、同改正につき、逐次フォローアップしている。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

5. モニタリング業務と問題点の是正

(管理要点)

自己資本比率の算定に関するモニタリング機能がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

6. 資本調達手段の自己資本としての適格性

(管理要点)

自己資本比率規制上の自己資本として、次の資本調達手段がそれぞれ適格であるかについて、主要行等向けの総合的な監督指針及び告示等の趣旨を十分踏まえ、チェックする体制がある。

- (1) その他Tier 1 資本調達手段
- (2) Tier 2 資本調達手段
- (3) 適格旧Tier 1 資本調達手段又は適格旧Tier 2 資本調達手段

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

7. 償還等又は買戻し等に際しての自己資本への算入に関する制約

(管理要点)

平成×年×月期に、その他Tier 1 資本調達手段の償還等又は買戻しを行うために資本調達(再調達)を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額相当額以下の部分については自己資本への算入が認められないが、当該規定に沿って算出しているかどうかチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

8. 算定の基礎となっている監査済財務諸表との整合性

(管理要点)

自己資本比率の算定の基礎となっている(連結)財務諸表が適正意見の監査意見を受けていること及び自己資本比率の算定において当該財務諸表の項目との整合性を確認すべき項目については整合的であることを確認する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

9. 「意図的持合」控除

(管理要点)

告示第8条第6項等において、銀行及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合(以下「意図的持合」という。)、銀行又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。平成×年×月期に他の金融機関等の資本調達手段を新たに取得したものについて、この意図的持合に当たるか把握する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

10. 資産の流動化

(管理要点)

平成×年×月期に実施された資産の流動化について、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているかチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

11. 買戻し権利付債権譲渡

(管理要点)

平成×年×月期の決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を平成×年×月期に新たに結んでいるものを把握する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

12. 決算期を跨いで又は決算期日に存する保有債権に付された銀行保証等

(管理要点)

平成×年×月期の決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスク・アセットの削減が行われているものとして処理する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

13. マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジション

(管理要点)

マーケット・リスク相当額の算出における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、円投別枠ポジション等は当該算出対象から除くことができることとなっているが、平成×年×月期に当該対応をしていることをチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

14. 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法

(管理要点)

(1) 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を使用する場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に定める基準を平成×年×月期に満たしていることをチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

(管理要点)

(2) 比例連結に当たり簡便法を採用する場合には、平成×年×月期において主要行等向けの総合的な監督指針に定める基準によっていることをチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

15. 経過措置の適用

(管理要点)

告示の附則に規定された経過措置を適用して自己資本比率を算出する場合に、当該経過措置の規定に則して算出しているか確認する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

16. 自己資本比率の計算方法の一貫性

(管理要点)

告示上の経過措置の適用等、自己資本比率の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか確認する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

17. . . .

(管理要点)

. . . .

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

・
・
・

以 上

【文例3】自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務の実施結果報告書の添付資料（国内基準行）

調査対象金融機関及び手続実施関係部署

調査対象金融機関	手続実施関係部署
株式会社 銀行持株会社	[部署名] (注 手続実施に関係した部署全て)
株式会社 銀行	[部署名] (注 手続実施に関係した部署全て)
株式会社 信託銀行	[部署名] (注 手続実施に関係した部署全て)

実施した調査手続の内容及び実施結果

1. 経営陣による監視と管理重視の企業風土

(管理要点)

銀行持株会社及び傘下各銀行子会社の経営者は、自己資本比率の重要性を認識し、組織としてその正確な把握に資する体制、制度や組織風土作りを行っている。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

2. リスクの認識及び評価

(管理要点)

銀行を取り巻く経営環境の変化や自らの新たな事業が、自己資本比率に及ぼす影響を検討している。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

3. 管理業務と職責の分離

(管理要点)

自己資本比率の算定担当部署が規程等により明確化されている。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

4. 情報とコミュニケーション

(管理要点)

担当部署は、自己資本比率に関する告示の内容を理解している。また、同改正につき、逐次フォローアップしている。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

5. モニタリング業務と問題点の是正

(管理要点)

自己資本比率の算定に関するモニタリング機能がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

6. 資本調達手段の自己資本としての適格性

(管理要点)

自己資本比率規制上の自己資本として、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段がそれぞれ適格であるかについて、主要行等向けの総合的な監督指針及び告示等の趣旨を十分踏まえ、チェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

7. 償還等又は買戻し等に際しての自己資本への算入に関する制約

(管理要点)

平成×年×月期に、強制転換条項付優先株式の償還等又は買戻しを行うために資本調達(再調達)を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額相当額以下の部分については自己資本への算入が認められないが、当該規定に沿って算出しているかどうかチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

8 . 算定の基礎となっている監査済財務諸表との整合性

(管理要点)

自己資本比率の算定の基礎となっている (連結) 財務諸表が適正意見の監査意見を受けていること及び自己資本比率の算定において当該財務諸表の項目との整合性を確認すべき項目については整合的であることを確認する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

9 . 「意図的持合」控除

(管理要点)

告示第 29 条第 4 項等において、銀行及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合 (以下「意図的持合」という。)、銀行又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。平成×年×月期に他の金融機関等の資本調達手段を新たに取得したものについて、この意図的持合に当たるか把握する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

10 . 資産の流動化

(管理要点)

平成×年×月期に実施された資産の流動化について、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているかチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

11. 買戻し権利付債権譲渡

(管理要点)

平成×年×月期の決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を平成×年×月期に新たに結んでいるものを把握する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

12. 決算期を跨いで又は決算期日に存する保有債権に付された銀行保証等

(管理要点)

平成×年×月期の決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスク・アセットの削減が行われているものとして処理する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

13. マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジション

(管理要点)

マーケット・リスク相当額の算出における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、円投別枠ポジション等は当該算出対象から除くことができることとなっているが、平成×年×月期に当該対応をしていることをチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

14. 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法

(管理要点)

(1) 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を使用する場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に定める基準を平成×年×月期に満たしていることをチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

(管理要点)

(2) 比例連結に当たり簡便法を採用する場合には、平成×年×月期において主要行等向けの総合的な監督指針に定める基準によっていることをチェックする体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

15. 経過措置の適用

(管理要点)

告示の附則に規定された経過措置を適用して自己資本比率を算出する場合に、当該経過措置の規定に則して算出しているか確認する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

16. 自己資本比率の計算方法の一貫性

(管理要点)

告示上の経過措置の適用等、自己資本比率の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか確認する体制がある。

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

17. . . .

(管理要点)

. . . .

(実施した手続)

[実施した手続の内容]

(手続を実施した結果)

[手続の実施結果、発見事項及びその詳細等]

・
・
・

以 上

【参考 1】その他の想定される管理要点

【文例 2】及び【文例 3】で例示した管理要点に関連する実施手続以外にも、金融検査マニュアルの「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト」等に記載された自己資本比率の算定の正確性に関連する以下のような管理要点を金融機関の経営者が決定し、合意することも考えられる。

この場合、それぞれの管理要点ごとに実施すべき手続を金融機関が自ら決定し、契約により合意する必要があることに留意する。また、業務を実施した公認会計士等は実施した手続及び手続を実施した結果についてのみ報告書に記載することとなる。

なお、【参考 1】で示している管理要点は【文例 2】及び【文例 3】と同様に、自己資本比率に関する調査業務としての最低要件を示しているわけではなく、あくまでも調査手続を決定し、合意するための参考として示したものである。

・国際統一基準行の場合

1．自己資本比率の算式

(管理要点)

自己資本比率が告示第 2 条又は第 14 条に定められた算式に基づいて算出されていることを確認する体制がある。

2．連結の範囲

(管理要点)

連結の範囲が告示第 3 条の定めに従っていることを確認する体制がある。

3．自己資本の額

(管理要点)

(1) 次に示す各項目を告示第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、又は第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条の規定に従って算出していることを確認する体制がある。

普通株式等 Tier 1 資本の額

その他 Tier 1 資本の額

Tier 2 資本の額

調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額

(2) 次に示す項目の自己資本の適格性について確認する体制がある。

普通株式

特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額

その他 Tier 1 資本調達手段の額

特別目的会社等の発行する Tier 2 資本調達手段の額

Tier 2 資本調達手段の額

意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他の Tier 1 資本調達手段の額及び Tier 2 資本調達手段の額

(3) 附則に規定された経過措置に従って以下の項目が算出されていることを確認する体制がある。

資本調達手段に係る経過措置

公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置

その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置
少数株主持分等に係る経過措置
調整項目に係る経過措置
特定項目に係る15パーセント基準超過額に係る経過措置

4．信用リスク・アセットの額

(管理要点)

信用リスク・アセット額が告示第10条又は第21条の規定に従った算出方法により算出されていることを確認する体制がある。

5．マーケット・リスク相当額の合計額

(管理要点)

マーケット・リスク相当額の合計額が告示第11条又は第22条の規定に従って算出されていることを確認する体制がある。

6．オペレーショナル・リスク相当額の合計額

(管理要点)

オペレーショナル・リスク相当額の合計額が告示第12条又は第23条の規定に従って算出されていることを確認する体制がある。

7．所要自己資本額の下限

(管理要点)

(内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行に該当する場合、)所要自己資本額の下限が、告示第13条又は第24条の規定に従って計算されていることを確認する体制がある。

・国内基準行の場合

1．自己資本比率の算式

(管理要点)

自己資本比率が告示第25条又は第37条に定められた算式に基づいて算出されていることを確認する体制がある。

2．連結の範囲

(管理要点)

連結の範囲が告示第26条の定めに従っていることを確認する体制がある。

3．自己資本の額

(管理要点)

(1) 次に示す各項目を告示第28条、第29条、又は第40条、第41条の規定に従って算出していることを確認する体制がある。

コア資本の額

調整後少数株主持分の額及び調整項目の額

(2) 次に示す項目の自己資本の適格性について確認する体制がある。

普通株式
強制転換条項付優先株式
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

(3) 附則に規定された経過措置に従って以下の項目が算出されていることを確認する体制がある。

資本調達手段に係る経過措置
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置
土地再評価差額金に係る経過措置
その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置
少数株主持分等に係る経過措置
調整項目に係る経過措置
自己保有普通株式等又は自己保有普通出資等に係る経過措置
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置
特定項目に係る15パーセント基準超過額に係る経過措置
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置

4. 信用リスク・アセットの額

(管理要点)

信用リスク・アセット額が告示第33条又は第44条の規定に従った算出方法により算出されていることを確認する体制がある。

5. マーケット・リスク相当額の合計額

(管理要点)

マーケット・リスク相当額の合計額が告示第34条又は第45条の規定に従って算出されていることを確認する体制がある。

6. オペレーショナル・リスク相当額の合計額

(管理要点)

オペレーショナル・リスク相当額の合計額が告示第35条又は第46条の規定に従って算出されていることを確認する体制がある。

7. 所要自己資本額の下限

(管理要点)

(内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行に該当する場合、) 所要自己資本額の下限が、告示第36条又は第47条の規定に従って計算されていることを確認する体制がある。

・

・

・

以 上

【参考2】「実施した手続」及び「手続を実施した結果」の例示

合意された手続として、金融機関が内部統制の一環として実施している照合手続の再実施を行う場合の具体的な「実施した手続」及び「手続を実施した結果」の記載例は、次のようなものが考えられる。

（実施した手続）

平成××年×月末現在の自己資本比率計算表上の について、平成××年×月末現在の 部作成の 明細表と照合する。

（手続を実施した結果）

平成××年×月末現在の自己資本比率計算表上の について、平成××年×月末現在の 部作成の 明細表と照合した結果、両者は合致した。

・
・
・

以 上